

横浜ビジネスエキスパート登録要領

制定 平成 26 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）経営コンサルティング事業等実施要綱第 4 条の規定に基づき、横浜ビジネスエキスパート（以下「エキスパート」という。）の登録に際し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 エキスパートとは、財団に登録された有資格者及び企業実務経験者のことをいう。

2 有資格者とは、弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、IT コーディネータ等財団が指定する国家資格又は公的資格を有する者をいう。

3 企業実務経験者とは、創業相談、国際相談等、企業の経営支援に有効と考えられる実務上の専門知識を有する者のことをいう。

(役割)

第 3 条 エキスパートはその保有する資格に関連する知識や企業実務経験をいかして、財団の依頼に基づき、経営コンサルティング事業、エキスパート面談等により、企業の経営支援を行う。

(エキスパートの募集等)

第 4 条 エキスパートの募集はウェブサイト等により、財団が必要と認める場合に行う。

2 エキスパートは登録者名簿に掲載する。

(募集対象者)

第 5 条 募集対象者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 第 2 条第 2 項に規定する有資格者であって、資格取得後当該資格に関連する実務経験が 3 年以上ある者

(2) 企業支援に必要な専門知識をいかす業務に、10 年以上の実務経験のある者

(3) 前各号のほかに財団が必要と認める者

(登録申込み)

第 6 条 登録希望者は募集期間内に横浜ビジネスエキスパート登録申込書（以下「登録申込書」という。）（第 1 号様式）に必要事項を記載し、資格を証する書類の写しと募集対象者であることを示す書類を添付して財団に申し込むものとする。

2 前項の申込みにあたり、登録申込書に記載されている同意書に記名、押印がない場合は無効とする。

(選定方法)

第 7 条 登録希望者の選定については、次の各号に規定するものとする。

(1) 登録申込書等による第 5 条に規定する資格要件の確認

(2) 面談等

2 既に登録しているエキスパートについては、前項第 2 号の規定による選定方法は省略

することができる。

(選定結果の通知)

第8条 財団は、エキスパート登録希望者に対して選定結果を通知するものとする。

(登録に必要な書類)

第9条 エクスパートとして登録しようとする者は、前条の選定結果通知を受けた後、速やかに次の書類を財団に提出しなければならない。

- (1) 機密保持宣誓書(第2号様式)
- (2) 情報公開用プロフィール記入票(第6号様式)
- (3) 誓約書(第7号様式)
- (4) 口座振込依頼書(第5号様式)

(登録内容の変更)

第10条 エクスパートは、その登録期間中に登録内容に変更が生じた場合は、速やかに横浜ビジネスエキスパート登録内容変更届(第3号様式)(以下「登録内容変更届」という。)を財団に提出しなければならない。

(登録申込書等の管理)

第11条 第6条第1項、第9条第1号から第4号及び前条に規定する書類は、財団にて管理し、前条に規定する登録内容の変更があった場合は、随時更新するものとする。

- 2 当該情報の取扱いについては第7条第2号を除き対外秘扱いとし、公益財団法人横浜企業経営支援財団 個人情報の保護に関する要綱の規定に基づき、厳重に管理する。
- 3 財団は、エキスパートの公開用プロフィールを財団のウェブサイト等にて公開し、公開にあたっては、エキスパート各個人のプライバシーの保護に十分留意する。

(登録期間)

第12条 エクスパートの登録期間は4月1日から始まる財団の1事業年度とする。

- 2 登録期間の途中で登録されたエキスパートの登録期間は、前項の残期間とする。
- 3 財団は登録期間中でも第14条に該当する場合は、遅滞なく登録を取り消すものとする。

(登録の抹消・更新)

第13条 財団は、登録期間を満了したエキスパートの登録は、抹消するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、エキスパートの登録を更新することができる。
 - (1) 直近事業年度において第3条の規定による経営支援の実績がある場合
 - (2) 前号のほか、理事長が必要と認める場合

(登録後の辞退)

第14条 エクスパートが登録期間中に、自己の都合により登録の辞退を希望する場合は、あらかじめ横浜ビジネスエキスパート登録辞退届(第4号様式)を財団に提出しなければならない。

- 2 エクスパートは、辞退による登録取り消し後も、機密保持宣誓書に従い、守秘義務を遵守しなければならない。

(登録の取消)

第15条 エキスパートが次のいずれかに該当すると財団が判断した場合は、財団はエキスパートへの通知によりエキスパート登録を取り消すものとする。

- (1) 前条による場合
 - (2) 第4条に規定するエキスパートの募集開始日を基準日として、過去1年間実績がない場合
 - (3) 相談者に対する相談実施状況が良好でない場合
 - (4) 登録に関する資格を失った場合
 - (5) 心身の故障等により、長期の休養を必要とし、エキスパートとしての活動を行うことができない場合
 - (6) 提出された書類に虚偽の記載があったことが判明した場合又は登録内容に変更があったにも関わらず必要な届出がなされなかったため、第3条に定める事業の遂行に支障が出た場合
 - (7) 第16条に規定する禁止事項に該当する場合
 - (8) 第17条に規定する遵守事項に違反があった場合
 - (9) 次に掲げる反社会的勢力に該当する場合
 - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者。
 - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者。
 - (10) 前各号のほか、第3条に定める事業の遂行に支障が出た場合
- 2 前項第2号の場合、財団は事業年度末においてエキスパートの登録の取り消しを行うものとする

(禁止事項)

第16条 エキスパートは、次の行為を行ってはならない。

- (1) 相談者、財団、横浜市、他のエキスパート等、関係者の名誉を毀損し、信用を傷つけ、又は利益を害すること
- (2) 相談・助言等の事業に関連して知り得た秘密を漏らし、又は盗用すること
- (3) エキスパートとしての地位を悪用すること
- (4) 個別契約についての営業行為を行うこと
- (5) その活動にあたって、金銭、物品等の供与を受け、又は要請すること

(遵守事項)

第17条 エキスパートは相談者を支援するにあたり、第3条に規定する支援事業の趣旨を十分に理解し、かつ、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 恣意的な行為、関係者に迷惑をかけるような行為はしてはならない。
- (2) 本要領及び第3条に定める各事業の実施要領のほか、必要に応じて財団が指示する事項を守って行動すること
- (3) エキスパートは活動するにあたり、第9条第1号に規定する書面の内容に従って相談者及び関係者に関する知り得た機密を決して漏らすことのないよう、細心の注意を払うこと

(4) 前号の規定は、登録取り消し後や登録期間終了後も登録期間中と同様に遵守すること

(免責事項)

第 18 条 財団は、次の行為により生じたいかなる損害やトラブルに対して、一切の責を負わないものとする。

- (1) エキスパートが行う相談・助言等の支援活動
- (2) 相談者が前号を実行した結果

(利益相反)

第 19 条 エキスパートは、第 3 条に規定する支援事業と自己の業務等との間で利害関係が生じる恐れがあると判断した場合には、速やかに財団と協議の上、必要な措置を講じなければならない。

(個別契約)

第 20 条 エキスパートは、相談者から個別契約の申し出を受けた場合、あらかじめ契約条件等を財団に届け出るとともに、契約を解消した場合も遅滞なく財団に報告をしなければならない。ただし、個別契約の内容については、財団は一切の責を負わないものとする。

(謝金)

第 21 条 財団は、エキスパートに対し、相談者との相談等による支援 1 回につき、別に定める公益財団法人 横浜企業経営支援財団 専門家等への謝金の支払基準に関する要綱に規定された金額の謝金を支払うものとする。

- 2 交通費等通常の相談等にかかる経費については、謝金に含むものとする。
- 3 第 3 条に規定する支援事業を行っている間は、第 1 項で定める謝金以外の報酬等を相談者から受けてはならない。
- 4 謝金支払にあたり、所得税の源泉が必要な場合は、所得税法第 204 条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定に基づき、所得税を源泉徴収した上で、エキスパートの指定した本人名義の口座に振り込む方法により支払うものとする。

(他事業へのエキスパートの活用)

第 22 条 財団は、第 3 条に規定する事業のほか、財団が必要と認める場合は、エキスパートに経営相談の助言等を依頼することができる。

(補則)

第 23 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 24 条 この要領の改廃は、事務決裁規程に基づく者の決裁により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 1 月 1 日より施行する。

(関連要領の廃止)

2 この要領の施行の日の前日をもって、従前の横浜ビジネスエキスパート登録要領は廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、平成 25 年 12 月 31 日より前に登録したエキスパートについては、なお従前の例による。

第 1 号様式 (第 6 条関係) 横浜ビジネスエキスパート登録申込書

第 2 号様式 (第 9 条関係) 機密保持宣誓書

第 3 号様式 (第 10 条関係) 横浜ビジネスエキスパート登録内容変更届

第 4 号様式 (第 14 条関係) 横浜ビジネスエキスパート登録辞退届

第 5 号様式 (第 9 条関係) 口座振込依頼書

第 6 号様式 (第 9 条関係) 横浜ビジネスエキスパート公開用プロフィール記入票

第 7 号様式 (第 9 条関係) 誓約書

(取得済の公的資格) (資格名・取得年月日・登録番号等) ※別途資格証明書の写しを添付してください。
(都道府県等中小企業支援センター等の公的機関での専門家実績)
(専門分野・得意分野)
(得意とする業種)
(所属する団体・学会・ネットワーク等)
(講演・論文・著書等の実績)
(外国語) 1 言語 (語) 2 会話レベル (a. 堪能 b. 日常会話レベル)
(特記事項) (相談・アドバイス活動における制約事項や専門分野以外でできること等)

同意書

「横浜ビジネスエキスパート」として登録を申し込むにあたり、次の事項に同意します。

- 1 「横浜ビジネスエキスパート」として行う相談・アドバイス等は財団から支払われる所定の謝金にて行うものであることを了解し、別に相談者から報酬を要求しません。
- 2 登録の際には、所定の機密保持宣誓書（第2号様式）に署名・押印の上、これを遵守します。
- 3 相談、アドバイス等に際しては、財団の指示するところにより行動します。
- 4 相談、アドバイス等に際しては、相談を受けた企業の成長に資するよう留意しつつ、最善の努力を尽くします。
- 5 登録の内容に変更があった場合は、速やかに財団に書面（第3号様式）により変更内容を届け出ます。
- 6 「横浜ビジネスエキスパート」としての登録を辞退するときは、事前に財団に書面（第4号様式）にてその旨を届け出ます。
- 7 その他、財団からの指示の内容を十分に理解し、定められた方法に従って行動します。

氏 名： _____ 印 _____

(個人情報の取扱いについて)

この登録申込書を通じて収集した個人情報は、横浜ビジネスエキスパートの選定、登録者名簿の作成、本人への事務連絡等円滑な事業運営や財団が保有する情報の提供のために利用します。また、「公益財団法人横浜企業経営支援財団 個人情報の保護に関する要綱」に基づき適正に管理し、当財団規則に基づく開示請求があった場合、本人の同意があった場合、その他特別な理由のある場合を除き第三者に提供しません。

※財団使用欄（記入しないでください）

受付日	面談日	選定結果	登録日	担当部署	登録番号
特記事項					

平成 年 月 日

機密保持宣誓書

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長

住所：

氏名：

印

私は、横浜ビジネスエキスパート（以下「エキスパート」という。）として登録を受け、相談・アドバイスの活動するにあたっては、機密の保持に関し、次の事項を遵守し、信義に従い誠実にその努めを遂行するものであることを宣誓いたします。

第1条 エクスパートとしての活動に伴って知り得た次に掲げる機密（情報を含む。以下同じ。）に関しては、これを漏洩し、又は盗用しません。

- (1) 相談者、ヒアリング対象者の名称、代表者の氏名その他当該企業に関する機密
 - (2) 公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）並びに横浜市、他のエキスパートに関する機密
 - (3) その他相談者、ヒアリング対象者、財団又は横浜市と私との間で漏洩しないことを約した機密
- 2 前項の規定に関わらず次に掲げる情報は、機密に含まれないものとします。

- (1) 本宣誓時に、既に公知であった情報
- (2) 相談を行う際に、既に公知であった情報
- (3) 相談者、ヒアリング対象者からの要請を受けて、第三者を紹介し、又は問合せを行う場合の当該相談者の名称及び代表者の氏名並びに当該企業が公開することを同意した範囲内の事業概要
- (4) 本宣誓後に、私の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
- (5) 本宣誓後に、適法に開示された相談者等に関する情報

第2条 前条の規定に違反して、財団、横浜市、他のエキスパート、相談者、ヒアリング対象者が損害を被ったときは、その損害について賠償する責を負います。

第3条 本宣誓の内容は、エキスパートとしての登録が取り消された後においても、なお効力を有するものとします。

平成 年 月 日

横浜ビジネスエキスパート登録内容変更届

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長

住所：

氏名：

印

横浜ビジネスエキスパートの登録内容に変更がありましたので、次により届け出ます。

(変更内容)

1 変更事項	
2 変更前	
3 変更後	
4 変更の生じた 年月日	平成 年 月 日

※ 次の事項に変更が生じた場合は、届出が必須です。
氏名、住所等の連絡先、登録資格、事業所名、勤務先等

平成 年 月 日

横浜ビジネスエキスパート登録辞退届

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長

住所：

氏名： 印

私は、次の理由により横浜ビジネスエキスパート登録を辞退いたしますので、本書面にて届け出ます。登録の取消をお願いします。

なお、名刺、Web 等で使用している「横浜ビジネスエキスパート」の名称は本届出以後は使用いたしません。

辞退理由：

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長

住 所：
〒

電話番号：（ ）

氏 名：

横浜ビジネスエキスパートとしての活動にかかる謝金の振込先を次に指定します。

（フリガナ）

振込指定口座名義： _____

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 支 店		
預 金 種 類	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	

※ 口座名義は原則としてご本人個人名義の口座に限らせていただきます。

第6号様式（第9条関係）

横浜ビジネスエキスパート公開用プロフィール記入票

本票の内容は公益財団法人 横浜企業経営支援財団のウェブサイト上で公開されることを前提としてご記入ください。よって、公開を希望しない事項については記入しないでください。

基本情報	ふりがな 氏名		写真公開 の有無	有 / 無 ※併せてJPEGデータを添付 してください。
	社名／屋号		E-mail	
	URL		電話番号	
	所在地	〒	携帯番号	
			FAX	
会社概要				
自己PR文 (キャッチコピー) (200字以内)				
専門分野概要 (サブコピー) (100字以内)				
保有資格				
専門分野・詳細				
プロフィール (500字以内)	(職歴)			
	(学歴)			
業務内容 (500字以内)	(実績)			
	(著書)			

第7号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

誓 約 書

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 理事長

住所：

氏名：

印

私は、貴財団に提出した「横浜ビジネスエキスパート公開用プロフィール記入票」の内容及び顔写真が一般に公開されても何ら問題ないことを誓約いたします。

また、財団横浜ビジネスエキスパート登録要領第15条第1項第9号に規定するに反社会的勢力に該当しないことを誓約致します。

なお、「横浜ビジネスエキスパート公開用プロフィール記入票」の内容が公開されたことにより私に損害が生じたとしても貴財団に対して責任を問わないことを誓約いたします。